

入会案内

■入会書類・手続き

滋賀県 観光振興局	1. 新規登録申請書（更新登録） 2. 定款（目的は「旅行業法に基づく旅行業」とする） 3. 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人：住民票 4. 役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書 5. 旅行業務に係る事業の計画 6. 旅行業務に係る組織の概要 7. 最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書（個人：財産に関する調書） 8. 最近の事業年度の納税申告書の写し等 9. 旅行業協会の発行する入会確認書または入会承認書（旅行業協会に入会する場合） 10. 旅行業務取扱管理者選任一覧表 11. 旅行業務取扱管理者の合格証の写し 12. 旅行業務取扱管理者の履歴書 13. 旅行業務取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書 14. 旅行業務取扱管理者定期研修の終了証の写し 15. 事故処理体制についての書類 16. 旅行業約款（標準旅行業約款と同一のもの） 17. 営業保証金供託書または弁済業務保証金分担金納付書に写し
全国旅行業協会	1. 入会申込書（副本）（正） 2. 誓約書（副本）（正） 3. 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人：住民票 4. 代表者の履歴書 5. 法人：代表者以外の役員全員の履歴書（監査役含む） 6. 旅行業担当責任者の履歴書 7. 滋賀県観光振興局提出書類の写し（5～8、10、12、15） 8. 旅行部門従事者の名簿 9. 現況調査表

上記、書式等は滋賀県旅行業協会では販売しております。
なお、詳細等につきましてはご相談ください。

（一社）全国旅行業協会・滋賀県旅行業協会 入会金・年会費
及び営業保証金（弁済業務保証金分担金）

令和6年4月1日

◆旅行業登録・入会に係る必要経費・資産

区分	第1種	第2種	第3種	地域限定		摘要
登録基準	3,000万円以上	700万円以上	300万円以上	100万円以上		※基準資産額
※営業保証金	7,000万円	1100万円	300万円	取引額400万円以上 100万円	取引額400万円以下 15万円	年間取引額で変動
※弁済分担金	1,400万円	220万円	60万円	20万円	3万円	協会加入で1/5
①入会金・本部	250万円	80万円	80万円	60万円		
②入会金・県旅協	30万円	30万円	30万円	30万円		内、(株)滋賀旅協へ12万円出資
③年会費・本部	7万円	5万円	4万円	2.5万円		プラス1営業所7千円
④年会費・県旅協	1.5万円	1.5万円	1.5万円	1.5万円		
初年度経費計 (①～④)	288.5万円	116.5万円	115.5万円	94万円		別途、分担金を加算

※基準資産額は登録基準額＋弁済分担額の合計額以上となります（例：3種の場合、360万円以上）

※営業保証料は協会に入会いただくことで1/5の弁済分担金を納入することで可能となります。

※営業保証金及び弁済分担金は、年間取引額（新規登録の場合は見込額）により納付金額が変動します。

※登録に必要な書式等は、滋賀県支部で販売しています。

◆旅行業等の区分

区 分	第1種	第2種	第3種	地域限定	摘 要
海外募集型企画旅行	○	×	×	×	自社主催
国内募集型企画旅行	○	○	△	△	自社主催
受注型企画旅行	○	○	○	△	
手配旅行契約	○	○	○	△	
募集型企画旅行受託販売	○	○	○	○	他社主催

※△：条件付きで取扱可能。1. 営業所の在する市町村、2. 隣接する市町村

※旅行サービス手配業は、旅行者からのみ、宿泊・運送等のサービスの手配を取り扱うことができる。
（旅行者と直接契約することは厳禁）

≪旅行業≫

1. 第1種旅行業：海外・国内の企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。
2. 第2種旅行業：国内の企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。
3. 第3種旅行業：海外・国内の受注型企画旅行の企画・実施、及び海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。
4. 地域限定旅行業：第3種旅行業同様、実施する区域を限定し、国内の企画旅行の企画・実施、手配旅行も同様の区域内の取り扱いが可能。